

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）……………一
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………一
- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）……………三
- 東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（保健医療局健康安全部環境保健衛生課）……………四
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………四
- 都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………五
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）……………五
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………八
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）……………八

告示

規則

- 都営住宅の駐車場の廃止……………（同）……………九
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………九
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）……………九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………九
- 鳥獣保護区の存続期間の更新（三件）……………（環境局自然環境部計画課）……………一〇
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（同）……………二
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………三
- 使用水量の計量業務の委託…………………………一五
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）……………一五

公告

告示（水）

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和六年十月三十一日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表2の部(5)の項中「住宅建設事務所」の下に「、環境局気候変動対策部計画課」を加える。

附則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十一日

●東京都規則第六十一号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第三号イ中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同号ル中「第十八条第二十五項」を「第十八条第四十一項」に改め、同号ヨ中「又は第七条の六第三項」を「、第七条の六第三項又は第十八条第十八項、第二十七項、第三十六項若しくは第三十九項」に、「又は第七条の六第四項」を「、第七条の六第四項又は第十八条第十九項若しくは第四十項」に改める。

附則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十二号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、「第七条の二第四項」の下に「若しくは第十八条第二十五項」を加え、同項第三号の二中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項第十七号中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、「第七条の二第四項」の下に「若しくは第十八条第二十五項」を加える。

附則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。ただし、第五条第一項第十七号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十三号

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年東京都規則第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十八条第十四項」を「第十八条第十五項」に改める。

附則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十四号

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年東京都規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号口中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十二項若しくは第二十六項」に改める。

第十二条中「第十八条第十四項」を「第十八条第十五項」に改める。

附則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百六十五号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四項、第十六項若しくは第十九項」を「第五項、第二十項若しくは第二十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第三十八項」に改める。

第二条の二第二項中「第四項」を「第五項」に、「同条第二十四項」を「同条第三十八項」に改める。

第三条第三項中「第四項」を「第五項」に、「同条第二十四項第二号」を「同条第三十八項第二号」に改め、同条第四項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

第五条第五項中「第四項」を「第五項」に、「同条第二十四項」を「同条第三十八項」に改める。

第五条の二中「第六条の二（一）」を「第六条の二第一項又は第十八条第四項（これらの規定を）」に改める。

第五条の三第三項中「第四項」を「第五項」に、「同条第二十四項」を「同条第三十八項」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に、「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項第二号中「第七条の二第一項」の下に「若しくは第十八条第二十三項」を、「第七条の四第一項」の下に「若しくは第十八条第三十二項」を加える。

附 則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百六十六号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第三条中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に应じて、それぞれ次の表の下欄」を「次の各号に掲げる場合の区分に应じ、当該各号」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 加算対象扶養親族等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。以下同じ。）がない場合 三百六十万四千円

二 加算対象扶養親族等がある場合 三百六十万四千円に次に掲げる額を加算した額
イ 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者（七十歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。））、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）の数に三十八万円を乗じて得た額
ロ 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

ハ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に六十三万円を乗じて得た額

別記第一号様式面及び第九号様式中「扶養親族の合計数（）」を「扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。）の合計数（）」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年十一月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都重度心身障害者手当条例施行規則第三条の規定並びに別記第一号様式及び第九号様式の規定は、令和六年十一月以後の月分の重度心身障害者手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の重度心身障害者手当の支給については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都重度心身障害者手当条例施行規則別記第一号様式及び第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十七号

東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費

の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

種類 記号	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・後期高齢・（退職被 （※該当するものに○印を付けてください。）			本人・家族
	番号 （後期高齢者被保険者証をお持ちの方は被保険者番号）	保険者 番号		
保険証等				

を

被保険者等資格情報				
種類 記号	協会・船員・日雇・組合・共済・国保・後期高齢 (※該当するものに○印を付けてください。)			本人・家族
	番号		保険者 番号	

に改め

別記第七号様式中「添 録 証 等」を「被保険者等資格書」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年十二月二日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則別記第一号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第九十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

東京都

二 事業施行期間

平成二十八年四月二十二日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区晴海五丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業	
五 事務所の所在地	
中央区勝どき一丁目七番三号勝どきサンスクエア東京都第一市街地整備事務所内	
六 施行認可の年月日	
平成二十八年四月二十二日	
七 事業計画の変更の認可の年月日	
令和六年十月三十一日	
●東京都告示第千九十八号	
次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。	
令和六年十月三十一日	
東京都知事 小 池 百合子	

●東京都告示第千九十九号	
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和六年十一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。	
令和六年十月三十一日	
東京都知事 小 池 百合子	

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（7号棟）		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	55,100
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（10号棟）		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	55,100
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート（1号棟）		中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	101,500
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート（6号棟）		港区南青山1-3	40.7	8	39,900	218,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）		港区芝5-18	34.3	3	33,100	86,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）		港区芝5-18	42.2	2	40,900	94,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）		港区芝5-18	42.2	1	40,300	94,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（2号棟）		港区港南4-5	42.2	1	39,400	109,400
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（3号棟）		港区港南4-5	37.3	1	34,600	93,200
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（4号棟）		港区港南4-5	42.2	1	39,600	110,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（7号棟）		新宿区戸山2-7	38.8	1	32,200	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（18号棟）		新宿区戸山2-18	36.3	1	30,100	80,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（33号棟）		新宿区戸山2-33	40.1	1	34,000	90,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（33号棟）		新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	89,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（23号棟）		新宿区戸山2-23	38.8	1	32,700	80,100
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）		新宿区西早稲田1-9	34.4	3	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（2号棟）		新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート（3号棟）		台東区清川2-22	34.3	1	25,300	36,800
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート（1-2-10号棟）		台東区下谷1-2	35.4	1	28,200	40,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート（36号棟）		墨田区文花1-28	37.8	2	25,800	49,300
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート（2号棟）		江東区大島4-21	51.2	1	42,300	80,300
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（12号棟）		江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	54,000
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート（3号棟）		江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	45,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（4号棟）		江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	55,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）		江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	38,600
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（1号棟）		江東区南砂4-4	37.9	2	30,700	53,700
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（2号棟）		品川区北砂1-3	42.0	1	33,600	58,900
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（1号棟）		品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	82,600
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート（12号棟）		品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	47,000
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート（11号棟）		品川区東品川3-32	37.9	1	32,500	52,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（1号棟）		品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	103,700
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート（3号棟）		品川区八潮5-1	59.6	1	52,500	93,100
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート（5号棟）		品川区八潮5-1	62.1	1	54,400	95,300

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート（1号棟）		大田区大森西3-9	51.0	1	43,100	85,300
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート（1号棟）		大田区羽田5-12	32.6	1	25,100	40,200
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート（2号棟）		大田区羽田5-12	32.6	1	25,100	40,200
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート（2号棟）		大田区西糀谷2-23	42.2	2	34,200	66,000
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート（12号棟）		大田区大森西4-13	55.9	1	45,900	85,000
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（2号棟）		大田区大森東1-31	59.6	2	49,900	89,400
一般都営	中層耐火	南島山六丁目アパート（1号棟）		世田谷区南島山6-32	55.9	1	47,000	105,600
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート（3号棟）		世田谷区桜1-53	42.3	1	34,500	70,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（5号棟）		世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,100	68,900
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（9号棟）		世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,600	70,800
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（1号棟）		渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	103,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート（19号棟）		杉並区堀ノ内3-49	37.9	2	28,000	48,000
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート（1号棟）		杉並区上井草4-17	36.4	1	26,900	58,200
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（1号棟）		豊島区南大塚2-36	42.2	2	35,800	62,300
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート（7号棟）		北区浮間1-5	48.1	1	38,700	67,800
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート（9号棟）		北区浮間1-14	59.6	1	48,700	98,700
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート（10号棟）		北区西が丘2-16	51.0	1	41,000	77,700
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート（3号棟）		北区浮間2-26	59.6	1	48,300	97,500
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート（2号棟）		北区王子本町3-8	33.4	2	25,400	55,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（7号棟）		北区滝野川3-68	39.0	1	30,400	57,900
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（13号棟）		北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	70,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（15号棟）		北区滝野川3-75	37.3	1	29,500	63,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート（16号棟）		北区滝野川3-80	42.2	2	33,500	55,000
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（6号棟）		北区赤羽北3-11	56.8	1	45,600	90,500
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（6号棟）		北区赤羽北3-11	51.0	1	40,900	81,400
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（4号棟）		北区赤羽北3-10	51.2	1	41,100	81,700
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（8号棟）		北区赤羽北3-13	59.6	1	48,300	96,000
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート（1号棟）		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	59,000
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート（8号棟）		板橋区新河岸2-10	37.9	1	26,800	43,200
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート（10号棟）		板橋区坂下1-36	51.0	1	38,500	69,100
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）		板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	72,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（2号棟）		板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	72,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（2号棟）		練馬区北町6-2	55.9	1	44,300	98,300

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	上石神井アパート（11号棟）		練馬区石神井台4-5	55.9	1	44,100	97,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート（33号棟）		練馬区石神井町1-1	36.4	1	26,800	56,700
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート（7号棟）		足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,500	70,000
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート（5号棟）		足立区保木間5-36	59.6	1	42,600	77,700
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート（1号棟）		足立区中央本町5-15	48.1	1	35,000	68,200
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート（5号棟）		足立区六月2-29	55.9	2	40,500	74,700
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート（2号棟）		足立区島根4-19	59.6	1	43,300	80,300
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート（4号棟）		足立区島根4-20	51.0	1	37,100	68,700
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート（1号棟）		足立区青井4-36	59.6	1	44,300	93,500
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート（3号棟）		足立区青井4-37	59.6	1	44,300	93,500
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート（2号棟）		足立区六月1-33	37.3	1	25,200	43,600
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート（4号棟）		足立区六月1-33	33.4	1	22,600	39,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート（10号棟）		足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,600	39,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート（14号棟）		足立区竹の塚7-16	33.4	1	22,600	39,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（2号棟）		足立区西保木間4-1	37.3	1	25,100	44,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（6号棟）		足立区西保木間4-3	33.4	1	22,600	39,400
一般都営	中層耐火	谷在家アパート（11号棟）		足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	41,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（4号棟）		足立区千住元町34	33.6	1	23,300	33,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート（12号棟）		足立区辰沼1-2	38.3	1	26,600	43,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート（13号棟）		足立区辰沼1-2	38.3	1	26,500	43,300
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート（10号棟）		足立区花畑8-4	42.0	1	27,900	45,500
一般都営	高層耐火	舎人町アパート（14号棟）		足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	44,900
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート（4号棟）		足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	71,700
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート（1号棟）		葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	73,300
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート（1号棟）		葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	64,500
一般都営	高層耐火	東堀切二丁目第2アパート（7号棟）		葛飾区東堀切2-28	63.5	1	49,600	102,400
一般都営	高層耐火	東新小岩三丁目アパート（1号棟）		葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	38,100	75,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）		葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	74,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（1号棟）		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	74,200
一般都営	高層耐火	西水元五丁目アパート（4号棟）		葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	76,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（11号棟）		江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（13号棟）		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（4号棟）		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,500	93,000

種 類	構 造	名	称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地（3-4-6号棟）		八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	80,900
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地（5-1-1号棟）		八王子市南大沢5-1	47.5	1	30,200	65,100
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート（54号棟）		立川市富士見町6-54	52.4	1	28,800	55,600
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート（2号棟）		武蔵野市境5-28	55.9	1	42,100	92,400
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート（21号棟）		武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,000	83,200
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート（11号棟）		三鷹市上連雀9-33	62.1	1	45,900	101,800
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート（2号棟）		三鷹市上連雀1-22	59.6	1	44,800	105,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（2号棟）		調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	68,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（5号棟）		調布市国領町3-8	45.1	3	25,000	57,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（3号棟）		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（17号棟）		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	上水南町アパート（1号棟）		小平市上水南町3-1	55.9	1	32,200	77,800
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート（25号棟）		国分寺市南町3-9	59.6	1	37,500	106,700
一般都営	中層耐火	国立東二丁目アパート（1号棟）		国立市東2-26	42.3	1	23,600	66,700
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート（1号棟）		西東京市南町1-1	51.0	1	29,400	70,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（19号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800

●東京都告示第千百号			第三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、		
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第			第三条第三項の規定により告示する。		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子			東京都知事 小 池 百合子		
東京和六年十月三十一日			東京和六年十月三十一日		
東京都知事 小 池 百合子					

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額／戸)
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	高層耐火	押上二丁目アパート（1号棟）	墨田区押上2-1	48.1	1	35,900
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	西糀谷二丁目アパート（1号棟）	大田区西糀谷2-23	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート（1号棟）	北区堀船3-1	33.4	1	24,700
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（3号棟）	北区赤羽西5-12	36.2	1	27,500
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート（1号棟）	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,900
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート（10号棟）	板橋区常盤台1-59	36.4	1	27,400
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（2号棟）	足立区西保木間3-2	46.6	1	31,100
改良	中層耐火	東和アパート（1号棟）	足立区東和2-6	32.6	1	22,100
再開発	高層耐火	小松川アパート（1号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	2	47,200

●東京都告示第千百二号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

新田一丁目アパート第 足立区新田一丁目十 五区画
3駐車場 四番

和田団地（3―1）駐 多摩市和田三丁目一 七二区画
車場 番

東寺方団地駐車場 多摩市東寺方三丁目 一〇一区画
一番

●東京都告示第千百三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

新田一丁目アパート第 足立区新田一丁目十 一三区画
1駐車場 四番

●東京都告示第千百四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、

駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

日野平山四丁目第2ア 日野市平山四丁目二 四一区画
パート駐車場 十番地の一

●東京都告示第千百五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月三十一日

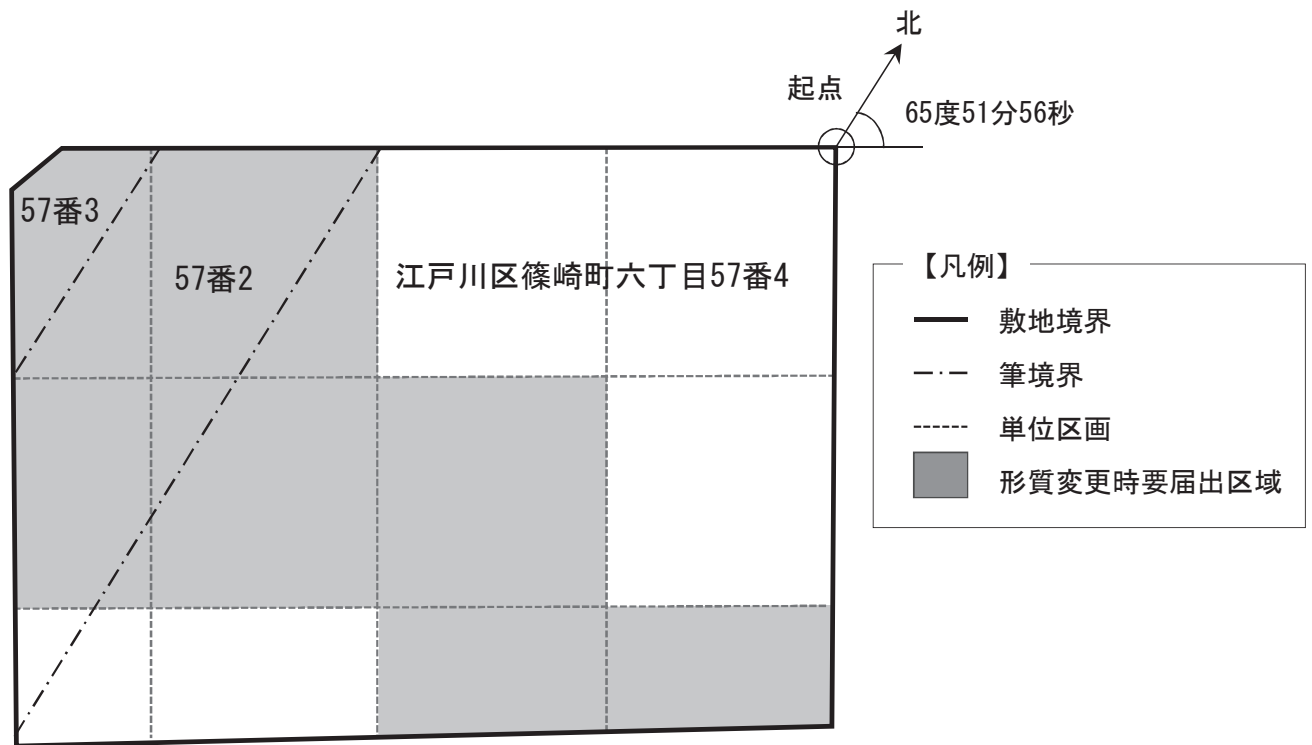
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区篠崎町六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、江戸川区篠崎町六丁目57番4の最北端とする。

【格子の回転角度(65度51分56秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八條第七項ただし書の規定に基づき、平成十六年東京都告示第千五百五十号で告示した奥多摩鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

奥多摩鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

東京都西多摩郡奥多摩町日原地内雲取山山頂を起点とし、同所から東京都と埼玉県との境界線に沿って北東方に進み、イモノキドツケ、長沢山、アララギ山、滝谷峰を経て西谷山に至り、同所から同境界線に沿って南東方に進み、奥多摩町所在日原都有林二十一林班と十九林班との交点に至り、同所から二十一林班と十九及び二十林班の林班界に沿って南西方に進み、二十、二十一、二十六及び二十七林班の交点に至り、同所から二十六林班と二十七林班の林班界に沿って南西方に進み、二十六、二十七及び三十林班の交点に至り、同所から三十林班と二十五及び二十六林班の林班界を南南東方に進み、三角点を経て二十九林班と三十林班との交点に至り、同所から二十九林班と三十林班の林班界に沿って南西方に進み、孫惣谷林道を横断して二十九、三十及び三十三林班の交点に至り、同所から三十林班と三十三林班の林班界に沿

って北北西方に進み、三十、三十三及び三十四林班の交点に至り、同所から三十三林班と三十四林班の林班界に沿って約五百四十メートル北西方に進み、同所から三十三林班と三十四林班の林班界に沿って南西方に進み、天祖山に至り、同所から都有林三十三林班と私有林との境界線に沿って南南東方に約百メートル進み、三十三林班と三十七林班との交点に至り、都有林三十七林班と私有林との境界線に沿って南南西方に進み、日原林道を横断して四十九、五十及び五十三林班の交点に至り、同所から四十九林班と五十林班の林班界に沿って南方に進み、高丸山に至り、同所から奥多摩町日原と同町留浦との境界線に沿って西方に進み、東京都と山梨県との境界に至り、同所から同境界線に沿って西方に進み、七ツ石山を経て、更に同境界線を北北西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 鳥獣保護区の存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、ブナ、ミズナラ等の広葉樹林やカラマツ、シラビソ等の針葉樹林もあり、林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息している。この中には、「文化財保護法」で天然記念物に指定されているイヌワシや特別天然記念物に指定されているニホンカモシカも確認されるなど、豊かな生態系が維持されている

地域である。

当該区域は、広葉樹林・針葉樹林が分布し植物の種類も豊富で、鳥獣の生息に適しており、その種類も極めて多く自然環境を保全する必要がある。当該地区内で鳥類では水辺に生息する鳥類としてオシドリ、カルガモなどが、猛禽類としてイヌワシ、クマタカなどが、陸鳥としてアオバト、ジュウイチなどが確認されている。

また、哺乳類ではコウモリ類としてコキクガシラコウモリ、モモジロコウモリなどが、小型哺乳類としてヒメヒミズ、ニホンリスなどが、中型哺乳類としてニホンザル、キツネなどが、大型哺乳類としてツキノワグマ、ニホンカモシカなどが確認されている。

したがって、引き続き森林に生息する鳥獣の保護を図り、当該区域における生物多様性を確保するため、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として適正に維持管理するものである。

(二) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千七百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八條第七項ただし書の規定に基づき、平成十六年東京都告示第千五百五十一号で告示した秋川丘陵鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

秋川丘陵鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

東京都あきる野市小川千三百四十三番の百一先の東秋川橋の左岸橋脚を起点とし、同所から同橋を渡り、都道瑞穂あきる野八王子線（都道第百六十六号線）との交点に至り、同都道を南に進み、国道四百一十一号線との交差点に至り、同所を右折し、同国道を西に進み、都道栖原あきる野線（都道第百七十六号線）との交差点に至り、同所を左折し、同都道を南に進み、八王子市栖原町八百二十四番地の二地先の明治橋に至り、同所から同橋を渡り、川口川の右岸に沿って上流方向に進み、同市川口町九百六十番地先の川口橋に至り、同橋から主要地方道八王子五日市線（第三十二号線）を西に進み、市道川口二百十三号線から市道川口二百十六号線へ進み、同市上川町四千四百四十三番地先の今熊神社参道入口に至り、同所から同参道を西北に進み、登高して今熊神社頂上に至り、同社の奥の院裏から裏参道を下り、大平に至り、同所を右折して東方に進み、金剛の滝への分岐に至り、同所から同滝に向かって下り、逆沢支流の多奈沢に至り、対岸に渡って同沢の左岸に沿って下流方向に進み、逆沢との

合流点に至り、同所から同沢の左岸に沿って下流方向に進み、刈寄川との合流点に至り、同所から同川の左岸に沿って下流方向に進み、盆堀川との合流点に至り、同所から盆堀川の左岸に沿って上流方向に進み、あきる野市大字戸倉字盆堀大入千八百四十番の一地先から市道盆堀線に至り、同市道から市道第八百五十一号線を北西に登高してグミの木尾根に至り、市道乙津九十八号線を北西に下り、都道五日市上野原線に至り、同所から同所と同町大字乙津字乙津千三百八番地先の秋川左岸とを結ぶ線に沿って秋川を渡り、同地先秋川左岸に至り、同所から秋川左岸に沿って下流方向に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 鳥獣保護区の存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、秋川と川口川に挟まれた山野に位置し、多種にわたる鳥類がみられ、エコトーンとして多くの生物が生息している。近年は、開発に伴い宅地化している部分もあり、またイノシシなどの特定の種が増加し被害もみられるが、身近に野生鳥獣と接することができ、かつ近郊の自然を手軽に感じられる場所でもある。これらを活かして、自然保護の思想を普及啓発するのに適した場所であり、今後も引き続き鳥獣の生息環境の保全を図る。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 来園者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、関係市町や関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千八百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成十六年東京都告示第四百二十一号で告示した井の頭恩賜公園鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 鳥獣保護区の名称

井の頭恩賜公園鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

東京都立井の頭恩賜公園の区域一円

三 鳥獣保護区の存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、都市公園内にあり、休養・散策・運動などのレクリエーション活動の場であるとともに、良好な都市景観の形成、多様な生物の生育・生息空間の提供、身近な自然とのふれあいや環境教育の場、震災時等の避難場所等の様々な機能を持っている。自然公園と比べると動物種は少ないが、飛翔力のあるものにおいては地域の緑地をつなぐコリドーとして利用されており、今後もその保全を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

ア 来園者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、関係市町や関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

イ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千九百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第四項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 特別保護地区の名称

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

東京都西多摩郡奥多摩町所在都有林（東京都水道水源林日原分区）中三十八、三十九及び五十から五十七までの林班の区域一円

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

奥多摩鳥獣保護区は、奥多摩町にある雲取山の東部に位置しており、地域一帯の植生はブナやミズナラ等の落葉広葉樹林が主となっている。こうした自然環境において、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項に規定する天然記念物に指定されているニホンカモシカや東京都版レッドリスト（本土部）において、準絶滅危惧に分類されるアオバトやアオゲラなどの多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区は、コメツガ等を主とした亜高山性の樹木が優占しており、原生的な自然が多く残されている。

また、文化財保護法第九十九条第一項に規定する天然記念物に指定されているヤマネや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧ⅠＡ類に分類されるハチクマなどが生息しており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、奥多摩鳥獣保護区の中でも

特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の保護管理方針

ア 法に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。

イ 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。
ウ 入山者による鳥獣及びその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

エ 指定の十年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

●東京都告示第千百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 武蔵小金井停車場貫井

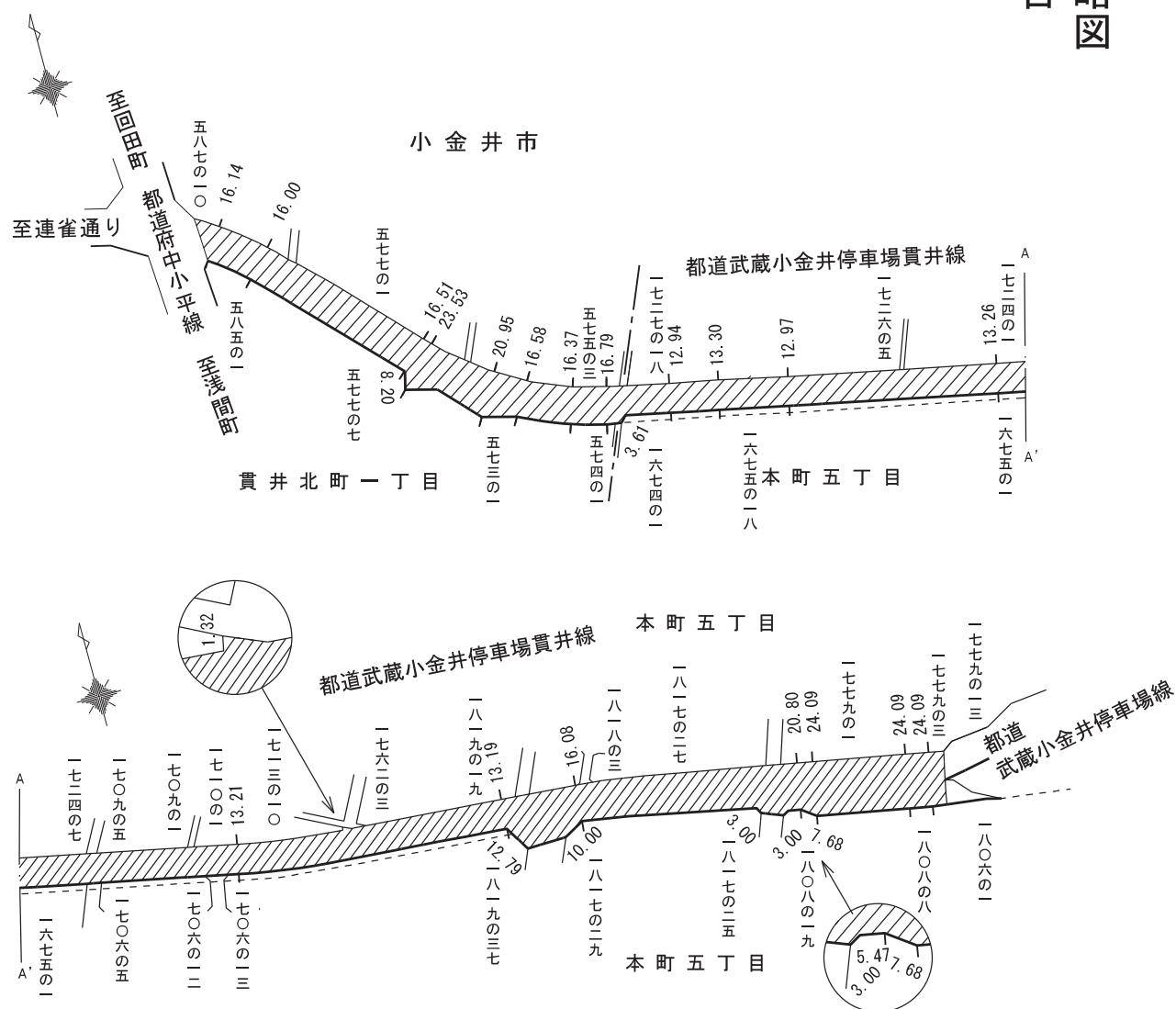
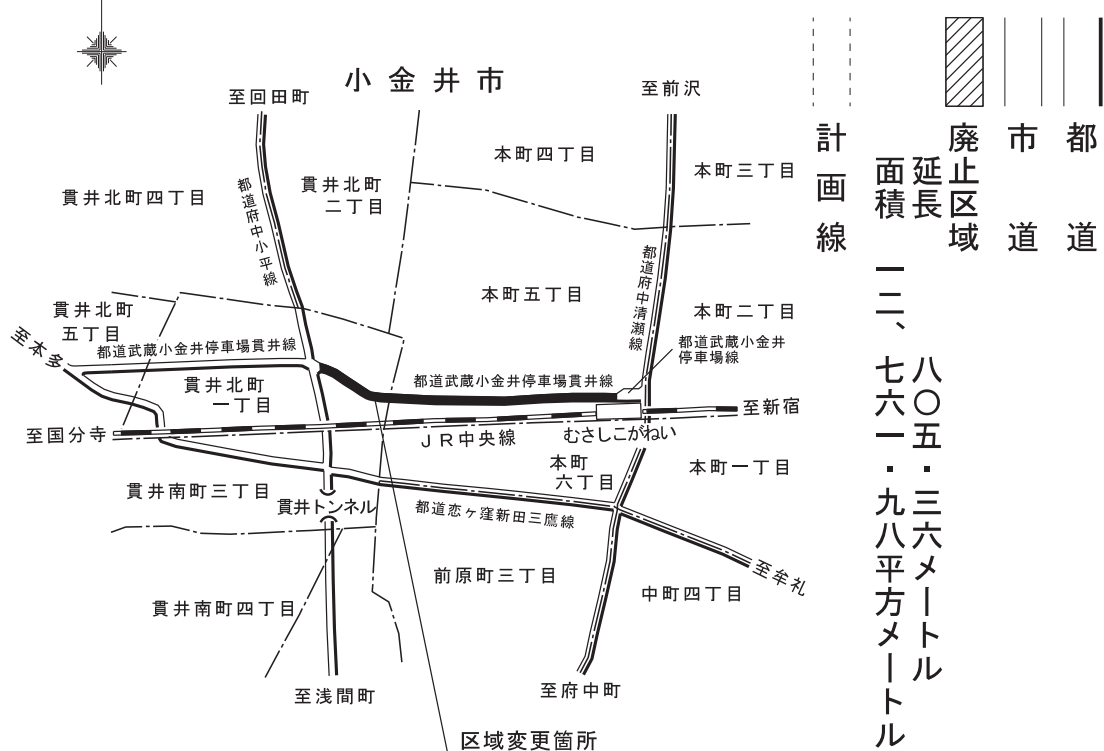
二 変更の区間 小金井市本町五丁目千七百七十九番三地

先から同市貫井北町一丁目五百八十七番十地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別圖

都道武蔵小金井停車場貫井線区域変更略図
小金井市本町五丁目、貫井北町一丁目



告 示（水）

●東京都水道局告示第十号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程（令和六年東京都水道局管理規程第十四号）による改正前の東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年東京都水道局管理規程第四十三号）第二条の規定により、使用水量の計量業務を次のとおり委託したので告示する。

令和六年十月三十一日

東京都水道局長 西 山 智 之

一 委託した相手方

受 託 者 名

所 在 地

東京都市サービス株式会社

中央区晴海一丁目八番十一号

二 委託期間

令和六年十一月一日から令和七年十月三十一日まで

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、都市高速鉄道第八号線豊洲く住吉間建設事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山村 明義

台東区東上野三丁目十九番六号

二 対象事業の名称

都市高速鉄道第八号線豊洲く住吉間建設事業

三 工事着手の予定年月日

令和六年十一月一日

四 工事完了の予定年月日

令和十七年一月三十一日

五 届出日

令和六年十月十日

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051